

通学区域の法的根拠

学校教育法施行令第5条第2項では市町村教育委員会に就学すべき小・中学校を指定する義務を課している。新宿区では「新宿区立学校通学区域に関する規則」によって、居住地ごとに就学すべき学校を定めている。

学校教育法施行令第5条第2項

市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合においては、就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

新宿区立学校通学区域に関する規則第3条

新宿区教育委員会は、学校教育法施行令第5条第2項の規定に基づき、区内に居住する就学予定者又は学齢児童もしくは学齢生徒の保護者に対し、児童又は生徒等の居住地の属する通学区域の学校を就学すべき学校として指定する。

通学区域の基本方針

(平成24年4月「新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針」の抜粋)

通学区域

現行の通学区域を維持することを基本とします

現在の通学区域には、小学校と中学校との通学区域の整合性や、特別出張所所管区域等との整合性が取られていない箇所等、課題はあるものの、これまで培ってきた地域とのつながりを大切にすべきであり、できるだけ現行の通学区域を維持することを基本とします。

ただし、次のような場合は改正について検討を行います。

- 普通教室不足が懸念され、改修等によってもその確保が困難な場合は、早急に検討します。
- 道路の開通等によってまちの姿が大きく変わる場合などについては、特に通学の安全確保の視点から検討します。